退職金に関する規程

特定非営利活動法人　ＮＰＯ高知市民会議

平成１１年０６月０４日　制定
令和０５年０３月１６日　改訂

退職金に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人ＮＰＯ高知市民会議（以下、「市民会議」という。）の雇用する職員（日雇職員を除く。）が退職したときに支給する退職金について、基本事項を定めるものである。

２　退職金の支給は、市民会議が各職員（日雇職員を除く。）について、中小企業退職金共済事業団（以下、「中退事業団」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって、行うものとする。

（退職金共済契約の月額掛金）

第２条　退職金共済契約は、職員（日雇職員を除く。）ごとの基本給月額に応じ、別表１のとおりとし、毎年４月に掛金を調整する。

（退職金の支給額）

第３条　退職金の支給額は、月額掛金と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。

（退職金の支給額減額）

第４条　職員（日雇職員を除く。）が懲戒免職を受けた場合は、中退事業団に退職金の支給額の減額を申し出ることがある。

（退職金の支給確認方法）

第５条　退職金は、職員（日雇職員を除く。職員が死亡した場合は、その法定相続人とする。）に交付する退職金共済手帳により、中退事業団から支給を受けるものとする。

２　職員（日雇職員を除く。）が退職または死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人または法定相続人が遅滞なく退職金を請求できるよう、市民会議は速やかに、退職金共済手帳を本人または遺族に交付する。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

［附　則］

１．この規程は、平成１１年６月４日から施行し、平成１１年４月１日に遡って適用する。

２．令和５年３月１６日の理事会にて、第１条第１項および第２項・第３条の文言修正、第

２条（別表１）を追記、第５条第１項および第２項の文言を修正および追記、第６条の文言追記を改訂し、同日より適用する。

（別表１）　退職金共済契約の月額掛金

基　本　給　月　額	月　額　掛　金
200,000 円未満	14,000 円
200,000 円以上　250,000 円未満	16,000 円
250,000 円以上　300,000 円未満	18,000 円
300,000 円以上　350,000 円未満	20,000 円
350,000 円以上	22,000 円